

職員の懲戒処分について

本日、職員の懲戒処分を決めました。

被処分者 旭川放送局技術部の20代の男性職員

処分内容 停職3か月

処分決定日 平成27年1月22日 (処分の発令は1月29日の予定)

処分理由 平成26年9月30日に旭川市内の宿泊施設で17歳の少女から現金3万円余りを盗んだとして逮捕されました。本人は、窃盗の事実を認めています。職員として許されない行為であり、協会の信用を傷つけた責任は重く、厳正に対処しました。

〔NHKコメント〕

視聴者の皆さまに、改めて深くおわび致します。職員の綱紀粛正に努めてまいります。

以上